

第 21 期

第 5 回大分県内水面漁場管理委員会

議 事 録

開催日時 令和 4 年 7 月 26 日 (火) 14 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第21期大分県内水面漁場管理委員会 第5回委員会

1. 開催日時 令和4年7月26日(火) 14時
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 坂井美穂
飯倉速美
手島勝馬
北村東太
久寿米木洋子
北西滋
宮名利光廣
岩本郁生(会長、議長)
園田賢文

欠席委員 藤本勝美

農林水産部 高野審議監兼漁業管理課長

漁業管理課 倉橋参事、大石課長補佐(総括)、中川主幹、大竹主任、
甲斐主任

水産振興課 木本主幹(総括)、濱田主任

臨席者 竹下洋海(中部振興局)
4. 議事録署名委員 飯倉速美委員、園田賢文委員
5. 審議事項及び審議結果
第1号議案 令和3年度第五種共同漁業の増殖事業の実績について
審議の結果 報告のとおり確認した
第2号議案 令和4年度第五種共同事業の増殖計画について
審議の結果 報告のとおり確認した
第3号議案 公共用水面からのこいの持ち出しの制限について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第4号議案 公共用水面へのこいの放流の制限等について
審議の結果 原案のとおり委員会指示を発出することに決した
第5号議案 大分県漁業調整規則の改正(案)について

審議の結果 第6号議案	原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した 大分川漁業協同組合遊漁規則の変更について
審議の結果 第7号議案	原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した 大野川漁業協同組合遊漁規則の変更について
審議の結果 第8号議案	原案のとおり異議ない旨知事あて答申することに決した 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
審議の結果	報告のとおり確認した

6. 審議概要

参事 それでは、ただいまから第21期第5回大分県内水面漁場管理委員会を開会いたします。

事務局を務めております漁業管理課の倉橋です。よろしくお願ひします。

はじめに、本日の委員の出席状況ですが、委員10名中9名が出席されており、過半数を超えていますので、漁業法第173条による漁業法第145条第1項の準用規定により、本委員会が成立していることをご報告します。

最初に、高野審議監からあいさつを申し上げます。

高野審議監 (あいさつ)

参事 ありがとうございます。

ここで、4月1日付けの人事異動で事務局の関係職員が異動しておりますので、自己紹介をさせていただきたいと思ひます。

(自己紹介 / 倉橋参事、中川)

それでは、配布しております資料の確認をいたします。

まず、表紙に「議案書」と書かれたもの、右肩に資料と書かれたものを1から6までお配りしております。また、全国内水面漁場管理委員会連合会の会報をお配りしております。お時間のある時にご確認ください。

資料はお揃いでしょうか。

今回はタブレットをご用意しております。タブレットの中には紙の資料と同じデータが入っております。

これより議事に入ります。

大分県内水面漁場管理委員会事務規程第8条第1項により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以後の進行を岩本会長にお願いいたします。

議 長

議事に入ります前に議事録署名委員を決めたいと思います。本日は、飯倉委員と園田委員にお願いします。

本日は、8つの議案を審議する予定となっております。スムーズな運営に努めて参りますので皆様方のご協力をお願いします。

それではこれより議事に入ります。

第1号議案の「令和3年度第五種共同漁業の増殖事業の実績について」と第2号議案の「令和4年度第五種共同漁業の増殖計画について」とは、相互に関連がありますので、これを一括して審議したいと思います。

まず、事務局から提案理由を説明してください。

参 事

それでは第1号議案と第2号議案につきまして、一括してご説明します。

お手元の議案書の2ページをご覧ください。

第1号議案の「令和3年度第五種共同漁業の増殖事業の実績について」ですが、内水面における第五種共同漁業は、漁業法第168条の定めにより、「当該漁業の免許を受けた者が、当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。」と定められています。このため、令和3年度の増殖実績について、漁業権者である各内水面漁協からの報告に基づき、増殖義務に見合った実績になっているかを確認していただくものです。

なお、本県では従前から当該年度の組合総経費の30%以上を増殖事業に充てることとしています。

議案書の3ページをご覧ください。

令和3年度最終実績表を載せています。この表は、令和3年度の組合決算に基づき組合経費総計及び増殖事業に要した経費を魚種ごとに作成したものです。

なお、令和3年度の各漁協の増殖計画につきましては、昨年8月5日に開催されました第21期第3回委員会でご承認をいただいております。その資料を4ページに掲載しています。

最初にこの表の見方についてご説明しますので3ページの表の一番上をご覧ください。①から⑦までの番号を付しています。

①は、組合の年間の総経費です。

②は、増殖事業費の内訳です。

③が補助金を除いた増殖事業費の割合を示しており、先ほど申し上げました30%以上必要というのはこの数字です。

④、⑤、⑥は増殖事業の内訳で、④が種苗放流、⑤が産卵場造

成、⑥がその他となっていて、上の欄が量で、下の欄が金額です。

最後の⑦は各漁協ごとの特殊事情や、「えのは」が「やまめ」なのか「あまご」なのかということに記載しています。

さて、確認事項となります③の「増殖事業費割合」につきまして、各漁協の状況を見てみますと、例えば免許番号1の山国川漁協ですが、①の組合経費は22,032千円で、②の増殖事業費の自己資金が9,853千円で、③の増殖事業費の割合が、47.5%と30%を超えています。

以下、免許番号2の一番上の駅館川漁協から免許番号12の津江漁協まで③の「増殖事業費割合」をご覧ください。すべての漁協において30%を超えています。

④の増殖事業の放流魚種別内訳で、こいの放流につきましては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止措置の継続を図ることが必要とされており、水産庁の指導で、「こいを放流しなくても増殖していないことにはならない。」という取り扱いになっています。

県下における年間の増殖金額につきましては、②の増殖事業費の内訳の計の欄の一番下をご覧ください。89,417千円となっておりまして、放流金額は計画の85,592千円をうわまわる増殖事業が実施されております。

続きまして、5ページの第2号議案「令和4年度第五種共同漁業の増殖計画について」ですが、各漁協の増殖計画については、次の6ページをご覧ください。

この表は、先ほどの令和3年度の増殖実績一覧表と同様の様式で、各漁協の総会で承認された内容を取りまとめて、令和4年度の増殖事業計画として魚種別に示したものです。

一覧表の③の増殖事業費割合欄をご覧くださいとわかりのよう、山国川漁協の37.6%からはじまり、免許番号12の津江漁協の85.7%まで各漁協それぞれ増殖義務の基準値である30%を超えています。

したがって、各漁協の増殖実績及び計画については、増殖義務に見合ったものであると認められます。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見があればお伺いします。

久寿米木委 今年度から河川の環境基準の改正がありました。河川の微生物

員 指標において大腸菌群数が大腸菌数に変わっています。河川の水産1級、2級、3級については、知見の集積がないということで、しばらく大腸菌指標は適応免除という文言を見ました。環境基準が変わったことで、今年度の放流計画について変化とか追加とかはありますでしょうか。

参 事 環境基準が変わったから、放流魚種を変更したとか、放流量を抑えたということは、河川漁協からは聞いておりません。総会資料等も確認していますが、例年と比べて放流魚種や数量が大きく変化している状況はありません。

久寿米木委員 累計の見直しとかもするのではないかということであったので産卵場とかも変わるかなと思ったので、質問しました。

議 長 その他に意見はないでしょうか。
他にご意見もないようですので、まず、第1号議案について審議いたします。第1号議案については、報告のとおり確認したということでご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第1号議案については報告のとおり確認したこととします。

次に、第2号議案について審議いたします。第2号議案については報告のとおり確認したということでご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第2号議案については報告のとおり確認したこととします。

次に、第3号議案の「公共用水面からのこいの持ち出しの制限について」と第4号議案の「公共用水面へのこいの放流の制限等について」とは関連がありますので、一括して審議することとします。

事務局は提案理由を説明してください。

参 事 まず、第3号議案の「公共用水面からのこいの持ち出しの制限について」は、議案書の7ページをご覧ください。

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、委員会指示

によりコイヘルペスウイルス病が発生又は発生の疑いがあるとして、知事が定めた公共用水面からこいを持ち出しての他水域への放流を禁止しています。

「公共用水面」というのは、河川等の天然水域のことです。

次に、第4号議案の「公共用水面へのこいの放流の制限等について」ですが、11ページをご覧ください。

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、委員会指示により公共用水面にこいを放流する場合の要件を義務づけるとともに、公共用水面へのこいの遺棄を禁止しています。

この第3号議案と第4号議案の委員会指示の有効期間が本年8月31日で終了するため、知事から大分県内水面漁場管理委員会会長あて、昨年と同様の内容で、令和4年9月1日から翌年8月31日までを新たな有効期間とした委員会指示の発出が依頼されています。

8ページをご覧ください。知事から本委員会会長あての依頼文の写しを掲載しています。

依頼の内容は、①といたしまして、こいを持ち出しての他水域への放流禁止、②といたしまして、こいを放流する場合の要件の義務づけ、③といたしまして、公共用水面へのこいの遺棄禁止の3項目を内容とする委員会指示の発出要請です。

①が第3号議案、②と③が第4号議案となっています。

公共用水面と異なる養殖場や釣り堀でコイヘルペスウイルス病が発生した場合には、「持続的養殖生産確保法」という法律に基づきまして、県が移動禁止などのまん延防止措置を講じることができますが、公共用水面で発生した場合には、この法律の適用はありません。

そこで、平成16年度から2つの委員会指示を発出し、天然水域で発生した病気のこい又は病気の疑いのあるこいの持ち出し禁止と河川などへのこいの放流の制限を行ってきています。

今回の委員会指示の内容と現行の委員会指示とは、指示の期間以外変更はありませんが、再度、その内容についてご説明します。

9ページの告示第1号の案をご覧ください。

漢数字一の「指示の内容」の1行目「公共用水面及びこれと連接一体を成す水面」とは、河川や水路を想定したものであり、天然水域をもれなく示す表現としています。

同じく3行目「こいを持ち出して他の水域に放流してはならない」とは、持ち出して食べたりするのはいいのですが、他の河川等に放流してはいけないということです。

また、5行目で、知事が水域の範囲について速やかに公表することが規定されていますが、次の10ページに知事が公表する告示の内容を参考としてつけています。

ここにありますのは、これまでにコイヘルペスウイルス病が発生している水域で、大分川の水系等8か所と1つの貯水池となります。

すでに、これまでの委員会指示に基づき公表してきたものですが、現行の委員会指示の有効期限が8月31日までとなっていることから、新しい委員会指示に基づいた形で改めて県のホームページや県報告示で公表を行うものです。

なお、9ページにお戻りいただきまして、漢数字一の3行目「委員会が承認した場合」とは、試験研究などの場合を想定しており、この承認については事務局で決裁のうえ承認することとしています。

漢数字二の「指示の期間」は、令和4年9月1日から令和5年8月31日までの1年間としています。

次に、告示第2号の案ですが、12ページをご覧ください。

漢数字一の「指示の内容」の2行目「捕獲したこいをその場で再び放す場合を除き」とありますが、「その場」の「場」とは、単に場所だけを示すものではなく、「物事が起こっている局面」を示すものであり、場所と時間を限定したものです。

例えば、前日に捕獲したこいを翌日に同じ場所で放流する場合、または、捕獲した川と同じ川に同じ日に放流する場合でも、その場所から明らかに離れた場所で放流する場合などは、この除外規定に該当しないということになります。

続いてこいを放流する場合ですが、1の(一)にあります「コイヘルペスウイルス症の発生が確認された水域」とは、県内だけでなく、当然、県外の水域も含みます。(二)は、こいを河川などに放流する場合は、PCR検査の結果、陰性であることが必要です。

また、2では「生死を問わず、天然水域へのこいの遺棄」、つまり、捨てることを禁止しています。

漢数字二の「指示の期間」は、告示第1号と同様に、令和4年9月1日から令和5年8月31日までの1年間としています。

ここで、コイヘルペスウイルス病の発生状況について、担当課の水産振興課からご説明いたします。

濱田主任

資料1の1ページをご覧ください。「コイヘルペスウイルス病の概要」と表記している資料です。

委員皆様ご存じかと思imasuので内容は割愛しますが、一番下に記載していますとおり、コイヘルペスウイルス病は持続的養殖生産確保法に基づき国内で重大な被害が発生する病気として特定疾病に指定され、法に基づきまん延防止措置がとられる病気です。

2ページをご覧ください。疾病の全国並びに本県での発生状況を示した資料です。1に全国の発生状況を示しています。2)の部分をご覧ください。令和4年度に入ってから全国のコイヘルペスウイルス病の発生状況ですが、4月1日から7月4日までに、三重県で2件、山形県、千葉県及び東京都で1件ずつ、計5件の発生が確認されています。

2に本県の発生状況を示しています。2)をご覧ください。平成15年から令和4年現在までの発生状況を示しています。平成21年度以降は未報告水域での発生を計上していますが、平成22年10月以降は未報告水域での新たな発生は確認されておりません。

一方で、この表には計上しておりませんが、ここ数年間で既発生水域において数件のコイヘルペスウイルス病の感染が確認されています。既発生水域での再発については、法律や国の指針等では報告対象外となっていること、また、風評被害防止の観点から公表しておりませんが、引き続き感染拡大を防ぐためにも委員会指示を発出していただき、まん延防止にご協力いただきたいと思います。

続いて、3ページをご覧ください。過去本県で発生した場所を地図に落としたものです。右側の表については、こちらも平成21年度以降は未報告水域での発生を計上しています。

県の南部以外はおおむね発生している状況です。

4ページをご覧ください。この資料は、県内の発生場所を水域等で分けした地図です。黄色がこれまでコイヘルペスウイルス病の発生が確認されていない河川等、もしくは発生後に一定の清浄化が確認された養殖場等を示しています。県内でも県南の番匠川水系や北川水系は1度も発生の報告がなく、県内でも病気の発生がない場所がございます。

5ページ目は先のページの地図を表にしたものです。参考になさってください。

6ページはコイヘルペスウイルス病が疑われる場合の対応方針を示しています。もし異常があった場合には、この資料をもとに対応、連絡をしていただきたいと思います。

資料の説明は以上ですが、コイヘルペスが最初に発生してか

ら、継続して委員会指示を発出して頂いており、まん延防止に非常に効果があると考えています。もし、この措置が無かった場合には、誰でもこいを持ち出すことができるようになり、管理ができなくなってしまいます。

大分県で過去発生した病気の広がりほとんどがこいの移動ということでした。現在では発生が下火になっていますが、既発生水域での再発も起きており、もし移動の制限がなくなれば、また、新たな場所で病気が発生する可能性がございます。その結果、新たな場所でこいを処分しなければならない方が出てくるかもしれません。

この委員会指示によりこいの病気を広げないようにすることは、内水面漁業振興に寄与するものと考えますので発出のほどよろしくお願いします。コイヘルペスウイルス病については、以上です。

参事 以上で、第3号議案と第4号議案の説明を終わります。

議長 事務局から説明がありましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。

議長 コイヘルペスよって放流ができなくなって久しいですが、再開にむけて国や他県で取り組みがありますでしょうか。

濱田主任 他県の放流状況について説明します。

「令和3年度こいの放流試験技術連絡協議会」の報告内容を紹介させていただきます。この協議会は放流試験を実施している県と国の研究機関と国の行政機関の情報交換の場です。今年度の報告では、2県で放流試験が報告されていきました。長野県ではPCR検査を実施したこいを2つの漁協で放流していきました。埼玉県では、既発生水域の3湖沼で野生のこいのPCR検査と放流、飼育試験を実施したものでした。放流試験について具体的に申し上げますと、8月3日に300尾を放流し9月、10月に5尾ずつ計10匹を回収しすべてPCR検査が陰性という結果でした。

国の今後の展望ですが、国の水産安全室に確認したところ持続的養殖生産確保法で特定疾病に定められている以上は、放流の検討は現状では難しく、放流の自粛をお願いする方針は変わらないということでした。

議長 ありがとうございます。法律が変わらない限り放流の方はむ

ずかしいということですね。連絡協議会とかで国と協力すれば試験的な放流はできるということでしょうか？

参事 国の方で放流自粛ということなので、しばらくは大分県でも放流は自粛した方がよいと思います。

議長 大分県で放流ということではなくて、いつになったらできるかなと思っているだけです。難しいということですね。

参事 国の方で、安心安全な放流手法が確立できれば、そういうやり方で放流できるのではと思いますが、現状はまだ確立されていないので、今は放流を控えてもらい、放流する場合は、PCR検査をしていただき、陰性のものを放流するしかないのではないのでしょうか。

議長 わかりました。

手島委員 PCR検査をしたこいであれば放流できるということで、過去に10匹か20匹を送って検査をしてもらったことがあるのですが、陽性になったこいはいるのでしょうか？

木本主幹 漁協の施設で飼われていたこいを、北部水産グループに過去に送って検査をしてもらったということでしょうか。
本日は検査結果をもってきていないので、調べて回答します。

議長 よろしくお願ひします。

議長 他にご質問はないでしょうか。ないようですので、まず、第3号議案について審議します。第3号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 異議がないようですので、第3号議案については原案のとおり承認し、委員会指示を発出することといたします。
次に、第4号議案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第4号議案については原案のとおり承認し、委員会指示を发出することといたします。

次に第5号議案の「大分県漁業調整規則の改正（案）について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

参 事 議案書の13ページをご覧ください。大分県漁業調整規則の改正（案）について、漁業法第119条第8項及び第171条第4項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に対して意見を求められたものです。

次の14ページからが県知事からの諮問文です。次の15ページの新旧対照表をご覧ください。右の欄が現行規定、その左が改正案となります。改正案をご覧ください。現行規定にアンダーラインの部分「又はわかさぎをとることを目的とするもの」を加える改正となります。また、附則において、公布の日から施行すること、改正規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることを規定します。次の16ページに公布文の案を載せています。

改正（案）の概要については、資料2で説明いたしますので、資料2の1ページをご覧ください。

「1. 改正の目的」についてです。今回の改正は、わかさぎ資源の有効利用を図るため、大分県漁業調整規則第36条第2項

（旧内水面漁業調整規則第28条）のうち投網に関する部分を改正するものです。この規定は、内水面において使用される漁具を制限する規定で、投網の網目を15センチメートルにつき10節以下の範囲に制限しており、網丈が2.5メートル以下の場合には適用除外としています。

この規定の設置目的は、アユなどの未成魚の保護やオイカワなどの小型魚の乱獲防止を意図して設置されています。

投網を図示していますが、投網は、円錐形の網の上部にロープを、下部におもりを取り付けた漁具のことで、水面に投げ入れて魚に覆い被せて採るためのものです。「投網の網丈」とは、左の図の円錐形の垂線にあたる部分で、右の図のように広がった際の半径にあたり、長くなるほど水面を覆う面積が広がりますので、魚を捕りやすくなるというものです。

次に「投網の網目」についてです。網目10節とは、網を引き延ばした状態で15センチメートルの中に結び目が10個ある大きさのことを表しています。25節の場合は、同様に結び目が25個ある大きさのことを表しており、数値が大きくなるほど、網

目は小さくなっていきます。この規定の制限は10節以下となっ
ていますので、9節や5節といった網目のものを使用することが
できるという意味になります。わかさぎを採捕する場合、網目は
25～30節のものが使用されており、10節以下ではないこと
から、この規定により網丈は2.5メートル以下にしなければな
らないということになります。

今回の改正は、わかさぎの採捕を目的に使用する投網につい
て、網丈制限を撤廃し、任意の網丈のものを使用できるよう改正
するものです。現行の規制を緩和する改正となりますので、正当
な理由があるか、他の魚類への悪影響がないかを確認する必要が
あります。

次の2ページをご覧ください。まず「2. わかさぎについて」
です。

わかさぎの原産は、日本海側は島根県以北、太平洋側は千葉県
以北の湖や川とされており、本来は海で成長し、河川で産卵する
回遊魚です。

最大でも全長は15センチメートル程度で、1年で成長・産卵
し、一生を終える年魚です。

本県では、昭和30年代のダムを設置後にダムの上流側にでき
るダム湖に受精卵を放流することで資源造成が行われたため、海
からの遡上はなく、ダム湖で成長し、流入河川を遡上して産卵す
る陸封型となっています。

次に「3. 県内のわかさぎ漁業について」です。

2で説明しましたようにわかさぎは本県の在来種ではありませ
ん。つまり漁協による資源造成の結果としてわかさぎ漁業が行わ
れていますので、大分川水系の芹川ダムや大野川水系の石場ダム
などの限られた水系においてのみ漁業権に基づく漁業・遊漁が行
われています。

主な漁期は、10月から3月頃までで、投網やたも網、釣りに
より採捕されています。

本県の漁獲量の推移をグラフに示しています。平成25年の1
5.6トンピークに近年は8トン程度で推移しています。棒グ
ラフの色の薄い部分が大分川水系を、濃く塗りつぶした部分がそ
の他の水系の漁獲量を示しておりますが、近年は99%以上が大
分川水系で採捕されている状況です。

次に「4. 規則改正の経緯について」説明します。

今回の改正の切っ掛けは、令和2年11月16日付けで提出さ
れた大分川漁協からの要望書になります。

これまで大分川漁協では、産卵期に水深の浅い水域を遊泳する

わかさぎを、網目 25 節から 30 節、網丈 2.5 メートル以下の投網を使用して採捕していました。3 の漁獲量のグラフからも分かるとおり近年資源量が増大し、魚体の小型化が進行したため、従来 10 月頃から始まっていた産卵が、3 月以降に大きく遅れるようになったとのことです。産卵期前のわかさぎは水深の深い水域に生息しているため、網丈 2.5 メートル以下の投網による採捕は困難になり、実際に操業できる時期は 3 月以降という状況になっているということです。その結果漁期を通じて安定した採捕ができないため、漁獲量も減少している状況です。水深の深い水域において、効率良くわかさぎを採捕するためには、投網の網丈を長くすることが必要なことから、要望書では規則を改正し、2.5 メートルを超える網丈の投網を使用することができるよう要望する内容となっています。次の 3 ページが要望書の写しです。

県では要望書の提出を受け、大分川漁協の要望の内容が事実に基づくものか、また網丈を長くすることで水深の深い水域でもわかさぎの採捕が可能かなどについて、令和 2 年 12 月から令和 3 年 12 月の間、試験操業により検証を行いました。その結果を「5. 規則改正の必要性について」に示しています。要望に関する事項を確認するため、令和 2 年から 3 年にかけて試験操業を行い、卵巢の発達を 3 月に確認され産卵期は 3 月頃からであること、現行規則に適合した投網ではわかさぎをほとんど採捕できないこと、網丈を 5 メートルに改良することで採捕量が大幅に増加することを確認しました。

また、当該規定が昭和 26 年の漁業調整規則に既に設置されており、昭和 30 年代以降に資源造成されたわかさぎの採捕を想定していないことも分かりました。以上のことから、規則の改正は必要と判断しました。

4 ページをご覧ください。次に「6. 規則改正（案）について」です。5 で説明しましたとおり、わかさぎ資源を有効利用するためには、投網の網丈を 2.5 メートルよりも長くする必要があります。また、わかさぎ以外の魚類に影響がないようにする必要のあることから、表のとおり現行規定にアンダーラインの部分を追加し、わかさぎをとることを目的とする投網については適用除外とする改正案としました。

次に「7. 規則改正による他の漁業への影響について」です。

改正案について、わかさぎ漁業が行われている漁協に個別に説明を行い意見を伺いましたが、特に意見はありませんでした。

また、網丈を長くした投網の使用による他の魚類への影響につ

いてですが、試験操業において改良網により採捕された魚類の合計は1,845尾でしたが、そのうちわかさぎ以外の魚類はオイカワなど4種9尾のみでした。このことから、規則を改正したとしても他の魚類への影響は軽微と考えられます。5ページ以降が試験操業の結果になりますので、後ほどご確認ください。

以上のことから、規則改正の必要性が認められ、改正による悪影響もほとんどないと考えられるため、改正（案）のとおり改正を行いたいと考えています。

4ページにお戻りください。最後に「8. 今後のスケジュール（見込み）」について説明します。

本日いただいたご意見を基に改正案を決定し、8月に水産庁との事前協議を、9月には農林水産大臣への認可申請を想定しています。順調に進めば10月には施行できるものと考えています。

なお、水産庁からの指摘に伴う条文の軽微な変更については、事務局に一任いただくことをご了承いただきたいと思います。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。

園田委員 わかさぎの網丈を長くするという改正内容でしょうか。

参 事 わかさぎを獲る場合について長くするという改正です。

園田委員 今まで浅い水深で獲っていて、獲れないということで水深30mの水深まで獲れるようする改正案がでていると思うのですが、生態系に影響はないのでしょうか。

大石課長補佐 網丈を長くすることでわかさぎ資源への影響があるかという質問でよいでしょうか。

園田委員 そうです。

大石課長補佐 今回、実際の調査は芹川ダムで実施しましたが、2カ年しか実施しておらず、長い調査をしていないので、資源への影響は、把握しきれていないところがあるのが実情ですが、他県ではかなり前から詳細な調査がされています。

他県の報告において、特徴としては、わかさぎは資源尾数によって成長が大きく変わるということです。尾数が多くなると成長

が悪くなり、少ない年には改善するという密度効果が見られ、間引くことで、成長が改善するということです。

また、わかさぎは年魚で、産卵すると死ぬため、資源の有効利用には産卵前にとる必要があります。一定程度間引きながら成長を促すことが、漁獲量を最大にする方法であるという報告がされています。必要があればご提示いたします。ご確認していただければと思います。

園田委員 わかりました。

議 長 他にありませんか。

宮名利委員 山国川の耶馬溪ダムでわかさぎの放流はできないでしょうか。

大石課長補佐 現在、わかさぎは漁業権には入っていませんよ。先ほども申しあげたように、大分県ではわかさぎは在来種ではありません。

30年代はあまりそのあたりを考慮していなかったのではないかと思われ、すでに放流されている河川もありますが、他の在来魚種への影響がある可能性があります。

現状では、禁止はされてはいませんが、もともといない外来種は放流しない方がよいのではないかと思います。

宮名利委員 わかりました。

議 長 よろしいでしょうか。他に質問はないでしょうか。他にご意見もないようですので、第5号議案については原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないようですので、第5号議案は原案のとおり異議のない旨を知事に答申することとします。

次に、第6号議案「大分川漁業協同組合遊漁規則の変更について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

参 事 議案書の17ページをご覧ください。漁業法第170条第3項の規定に基づき、大分川漁業協同組合から知事に認可申請があった同組合の遊漁規則の変更について、同条第4項の規定により、

知事から本委員会に意見を求められたものです。

次の18ページをご覧ください。知事から本委員会あての諮問文書です。なお、資料3の1ページから7ページに、現行の大分川漁協の遊漁規則を記載していますので参考にしてください。

19ページをご覧ください。変更内容は、第5条に定める遊漁の禁止区域を変更するもので、変更の理由は、アユの産卵場造成及び保護を目的とするものです。

大分川漁協では、県が定める保護水面と同じ区域を、内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則第5条においても同様に遊漁禁止区域としてきました。また、同行使規則においても同様に禁止区域とし、組合員による操業も禁止してきたところです。

漁業者によると、アユの産卵場所が第5条に定める大分川の遊漁禁止区域より七瀬川上流に移動しているとの声が上がっています。漁協内部での検討の結果、産卵場造成及び産卵場保護のため、アユの産卵場所に適した場所周辺を新たに遊漁禁止区域として選定しました。これに伴い、アユの産卵時期に当たる9月20日から11月20日までの間、当該区域を遊漁禁止区域として設定し、漁業権魚種の採捕を禁止するものです。

次の20ページをご覧ください。遊漁規則の新旧対照表を記載しています。

変更するのは、第5条に定めている禁止区域です。表の左にある改正案のとおり、「大分市大字下宗方字古川1027番に管理者が設置した標木から百十度の線から上流の七瀬川の区域のうち、同標木から大分自動車道高架下流端までの間」を新たに追加します。また、期間はイの欄にあるとおり、アユの産卵時期に合わせて9月20日から11月20日の3ヶ月間です。

次の21ページをご覧ください。こちらは、今回新たに設定する禁止区域を地図上に表示したものです。

図中央の点線矢印で示した区間は、県が定めた保護水面です。この保護水面について、地図中央に丸で示した標木から七瀬川上流側の区域は、対象外区域となっています。今回禁止区域とするのは、その対象外区域のうち、標木から高速道路高架の下流端までで、地図上で実線矢印で示した区間です。この区間における遊漁を一定期間禁止することで、アユの資源保護につなげる目的です。

次の22ページをご覧ください。

本改正の施行予定時期は令和5年4月1日です。

知事が遊漁規則を認可する要件として、漁業法第170条第5項では「遊漁を不当に制限するものでないこと」と「遊漁料の額

が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」の二つが定められています。

本件の場合、禁止区域の設定はアユの資源保護のための規制であるため、一定期間遊漁を禁止することは合理的な制限であると考えます。また、共同漁業権の行使を制限する行使規則も同内容で変更するため、組合員と不当な差を設けるものではありません。したがって、今回の変更は遊漁を不当に制限するものではないと考えています。

また、遊漁料の額に関わる変更ではないため、二つめの要件は関係しないものと考えられます。これらより、この遊漁規則の変更は妥当なものであると判断されます。以上で説明を終わります。

議長 　　ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はありませんか。

園田委員 　　禁止の範囲について一般の人や遊漁者にお知らせするような標識などはあるのでしょうか。設置する予定でしょうか。

大石課長補佐 　　大分川漁協さん、設定した場合は表示の設置等の予定はありますか。

飯倉委員 　　知事の認可ができれば、遊漁者がわかるように標識を立てる予定です。

園田委員 　　認知されてなかった場合、間違っ入る人もいると思いますが、最初は、罰則は厳しくないということによいでしょうか。

飯倉委員 　　間違いのないように、その期間は、監視巡視を徹底しますし、遊漁の方にもきちんと指導できるようにしたいと思っています。

園田委員 　　わかりました。

議長 　　よろしいですか。他にご意見ございませんか。

では、第6号議案については、原案のとおり改正することを承認することでご異議ありませんか。

委員一同 　　異議なし。

議 長 異議がないようですので、第6号議案については、原案のとおり異議のない旨を知事に答申することといたします。

次に、第7号議案「大野川漁業協同組合遊漁規則の変更について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

参 事 議案書の23ページをご覧ください。漁業法第170条第3項の規定に基づき、大野川漁業協同組合から知事に認可申請があった同組合の遊漁規則の変更について、同条第4項の規定により、知事から本委員会に意見を求められたものです。

次の24ページをご覧ください。知事から本委員会あての諮問文書です。なお、資料4の1ページから6ページに、現行の大野川漁協の遊漁規則を記載していますので参考にしてください。

議案書の25ページをご覧ください。変更内容は、遊漁規則第6条に定める遊漁の禁止区域を変更するものです。

変更の理由は、水産庁のモニタリング調査の実施に伴ううなぎの石倉かごの設置によるものです。

大野川漁協では、令和3年度より水産庁の事業で、ウナギの成育環境の改善を目的に石倉かごを設置し、その効果検証等を行うモニタリング調査を実施しています。

この調査は石倉かごを利用するウナギの種類、サイズ等の検証を行うため、調査区域の水産動植物の採捕を禁止する必要があります。大野川漁協内部で設置場所の検討を行った結果、シラスウナギの遡上が多く、ウナギの資源保護に適した今回の場所を選定しました。

この石倉かごの設置に伴い、遊漁規則に定めている禁止区域に新たな区域を追加しようとするものです。

26ページに、遊漁規則の新旧対照表を記載しています。

変更するのは第6条に定めている禁止区域の変更です。今回新たに追加するのは、表の左にある改正案のとおり、「大分市宮河内松岡大橋下流端より下流側400mの地点から下流方向へ20m下った地点との間の区域」です。具体的な場所は次の27ページの地図にて説明しますので、ご覧ください。今回新たに設定する禁止区域を地図上に表示したものです。地図中央より下にある「松岡大橋」の下流端から400メートル下流に下った地点が禁止区域の起点です。その地点と、そこからさらに20メートル下流に下った点との間を禁止区域とする案となっております。

次の28ページをご覧ください。施行時期は、令和5年4月1日です。

知事が遊漁規則を認可する要件として、漁業法第170条第5項では「遊漁を不当に制限するものでないこと」と「遊漁料の額が当該漁業権にかかる水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」の二つが定められています。

本件の場合、石倉かごの設置はうなぎの資源保護のための取組であり、その周辺での遊漁を禁止することは当事業の目的達成のため合理的な範囲であると考えられます。また、共同漁業権の行使を制限する行使規則も同内容で変更するため、組合員と不当な差を設けるものではありません。したがって、今回の変更は遊漁を不当に制限するものではないと考えています。また、遊漁料の額に関わる変更ではないため、二つめの要件は関係しないものと考えられます。これらより、この遊漁規則の変更は妥当なものであると判断されます。以上で説明を終わります。

議長 　　ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はありませんか。

水産庁のこの事業は大分県だけでされているのでしょうか。

参事 　　全国的に実施されています。平成28年度から令和3年度まで延べ65河川、2湖沼で実施されています。県で言うと45都道府県で実施されています。

議長 　　わかりました。

他にご意見ございませんか。それでは、第7号議案については、原案のとおり改正することを承認することでご異議ありませんか。

委員一同 　　異議なし。

議長 　　異議がないようですので、第7号議案については、原案のどおり異議のない旨を知事に答申することといたします。

次に第8号議案の「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」を審議します。事務局は提案理由を説明してください。

参事 　　議案書の29ページをご覧ください。

「漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」です。漁業法の改正により、漁業権者は、漁獲量をはじめとした農林水産省令で定められた項目について、都道府県知事への報告が義務化さ

れました。報告を受けた内容について、都道府県知事は必要な事項を内水面漁場管理委員会へ報告することとなっているため、漁業法第90条第2項及び第171条第4項の規定に基づき、大分県知事から本委員会に対し報告を受けるものです。30ページが報告に係る鑑文です。

次に31ページをご覧ください。まず、「1法の規定」についてです。

漁業法の改正により、漁業権者は農林水産省令で定められた事項について、都道府県知事へ報告を行うことが義務づけられました。報告事項については、下の四角で囲まれた箇所に記載しておりますとおおり、①漁業権の種類及び免許番号、②報告の対象となる期間、③資源管理に関する取組の実施状況、④操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況、⑤組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況、⑥その他必要な事項と定められております。

また、漁業法第90条第2項及び第171条第4項の規定により、都道府県知事は、報告を受けた内容に関する意見を付して、内水面漁場管理委員会へ報告しなければならないとされています。

次に、「2報告」です。大分県では、報告対象期間を毎年4月1日から3月31日までとしており、今回は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間の報告です。具体的な報告内容については、資料5でご説明します。資料5の1ページをご覧ください。

表の構成ですが、左から順に「免許番号」「漁業権者」「漁業権の種類」「漁業の名称」「組合員行使権者数」「操業日数又は操業期間」「漁獲量」「資源管理の状況等」「適切かつ有効の判断」としてあります。

個々の内容についての説明は省略いたしますので、別途ご確認ください。

議案書31ページにお戻りください。3の「報告に対する意見」についてです。都道府県は漁業権者からの報告を受け、国が作成したチェックシートに基づき、漁場が「適切かつ有効」に活用されているか否かを判断し、漁業法第91条の規定による指導の必要性について検討を行うこととされています。「適切かつ有効」については、国の示すガイドラインにより、次のような場合を指すとされています。最下段の四角囲みの中をご覧ください。

「適切」とは、「漁場利用が、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしたり海洋環境の悪化を引き起こしたりしていない

こと」、「有効」とは、「漁場利用において、合理的な理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないこと」となっています。

これらを判断する際のチェック項目について、国の示したチェックシートがございます。議案書の32ページをご覧ください。チェック項目を簡単に説明しますと、上から「1 資源管理の状況等の報告」では、「資源管理の状況等の報告が出ているか」、2、3の判断基準では、「漁業関係法令を遵守しているか」、「免許の適格性を有しているか」、「漁具や薬品の使用状況が適切か」、「漁場紛争への対応が適切か」、「資源管理を適切に実施しているか」、「漁場改善計画の取組が適切か」、「漁具等の放置がないか」、「危険物を使用していないか」、「漁場環境を悪化させていないか」、「有害物質を流出させていないか」、「魚類防疫の観点から適切な対応がとられているか」、「操業期間中、相当程度利用しているか」、「養殖密度が適切か」、「漁場の全てを利用しているか」、「漁場の持続的利用に向けた生産活動を行っているか」があります。なお、このチェックシートは海面の漁業権と同じものとなっているため、内水面の漁業権には該当しない項目もあるということをご理解ください。

31ページにお戻りください。先ほどの報告内容だけでは把握できない項目もありますので、今回は全ての漁協に対しヒアリングを行いました。その結果、全ての漁業権において、漁場が「適切かつ有効」に活用されていると認められると判断しました。

よって、今回は漁業法第91条の規定による指導は必要ないと考えております。

報告については以上です。

議長 　　ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見があればお伺いします。

よろしいでしょうか。ご意見もないようですので、第8号議案については、報告のとおり確認したということでご異議はありますか。

委員一同 　　異議なし。

議長 　　異議がないようですので、8号議案については報告のとおり確認したこととします。

これで議案については全て終了しました。

次に報告事項ですが、「全国内水面漁場管理委員会連合会総

会」について、事務局から報告してください。

参 事 資料6をご覧ください。5月27日に、令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会が開催されましたので概要を報告します。今年度は新型コロナウイルス感染拡大の懸念から書面議決となりました。

第1号議案から第4号議案について、いずれも了承されています。

4ページをご覧ください。第1号議案についてです。総会等の会議が新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面で開催されたことにより、繰越金が大幅に増大しています。そのため、負担金額を令和4年度の13万円から10万円に減額する案が承認されています。

また、第4号議案の提案書につきましては、18ページから28ページに掲載しています。提案行動については、令和4年7月11日に農林水産省、国土交通省、環境省等の各省庁に対し書面により実施しています。

総会につきましては以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告にご質問はありませんか。

ないようですので、これで本日の議案及び報告がすべて終了しましたので、委員会を終了します。スムーズな進行についてご協力ありがとうございました。

参 事 長時間にわたるご審議お疲れ様でした。

これを持ちまして委員会を閉会いたします。

以上、第21期大分県内水面漁場管理委員会第5回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和4年7月26日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員